

購読料

一箇月  
二、九三〇円  
（消費税・地方消費税・送料込み）  
一箇年  
三五、一六〇円  
（消費税及び地方消費税込み）

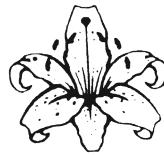
発行

横浜市中区  
神奈川県政局政策部政策法務課  
電話横浜（〇四五）二二〇一  
印

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜（〇四五）五七一  
一三五〇八

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和5年3月20日（月曜日）

号外第14号

毎週火曜日及び金曜日発行

## 目次

ページ

## ○条例

- 神奈川県子ども・子育て基金条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）  
7
- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（政策・NPO協働推進課）  
7
- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（政策・市町村課）  
7
- 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例（総務・人事課）  
8
- 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例（総務・人事課）  
8
- 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（総務・人事課）  
8
- 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（総務・財政課）  
9
- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例（総務・財政課）  
9
- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（総務・財政課）  
9
- 神奈川県観光振興条例の一部を改正する条例（国際文化観光・観光課）  
13
- 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）  
13
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）  
14
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）  
15
- 神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・地域福祉課）  
15
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・高齢福祉課）  
15
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）  
15指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）  
17神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（健康医療・健康増進課）  
17港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（県土整備・河港課）  
17土採取規制条例の一部を改正する条例（県土整備・砂防課）  
18神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例（県土整備・公共住宅課）  
18神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）  
18神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）  
19神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業・総務室）  
20神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（警察・生活安全総務課）  
20神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例（警察・交通総務課）  
20高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（警察・交通規制課）  
20神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（健康・医療保険課）  
21

## ○規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（政策・市町村課）  
21

## ○公安委員会規則

神奈川県迷惑行為防止条例施行規則（警察・生活安全総務課）  
21

## 本号で公布された条例のあらまし

### 1 神奈川県子ども・子育て基金条例

- (1) 次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策に必要な資金を積み立てるため、神奈川県子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第2条関係）
- (2) 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とした。（第3条関係）
  - ア 県の資金
  - イ 基金の趣旨に添う寄附金
  - ウ 基金の運用から生ずる収益金
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとした。（第6条関係）
- (4) 基金は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して

この公報は再生紙を使用しています

子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策の経費に充てる場合に限り処分できることとした。(第7条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行することとした。

## 2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)のうち7法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可対象鳥獣の見直しに伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(2) 児童福祉法等に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務の見直しに伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 4 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 知事の職員の定数を7,683人(現行7,625人)、教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)の職員の定数を776人(現行768人)、教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員の定数を11,929人(現行11,878人)、教育委員会の所管に属する学校のその他の職員の定数を1,065人(現行1,084人)とし、職員の定数の合計を22,633人(現行22,535人)とした。(第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 5 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 小学校の職員の定数を9,644人(現行9,517人)、中学校の職員の定数を5,540人(現行5,503人)とし、職員の定数の合計を15,390人(現行15,226人)とした。(第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 6 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 警察官以外の職員の定数を1,710人(現行1,702人)とし、職員の定数の合計を17,413人(現行17,405人)とした。(第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 7 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業又は中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する資金の貸付けを行うため、神奈川県中小企業資金会計を設置することとした。(別表関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 8 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料等の名称を変更することとした。(別表関係)

(2) 神奈川県建築基準条例の一部改正に伴い、住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料等を収入証紙により徴収することとともに、同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料等の名称を変更することとした。(別表関係)

(3) 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)

(4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)については、同年12月1日から施行することとした。

## 9 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 5トン未満の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料等について新たに徴収することとともに、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

- (2) 水産動植物の採捕に係る許可の申請手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (3) 動物用生物学的製剤取扱手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (4) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正等により、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準が新たに定められたことに伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (5) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)及び(2)については、同年12月1日から施行することとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 10 神奈川県観光振興条例の一部を改正する条例

- (1) 観光の振興に関する施策は、誰もが安心して観光旅行をすることができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならないことを基本理念に加えることとした。(第3条関係)
- (2) 県は、県内における観光旅行の安心の確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとした。(第10条関係)
- (3) 神奈川県観光振興重点期間を廃止することとした。(第19条関係)
- (4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 11 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 学校教育法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第2条関係)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理及び運営の基準について、次のとおり所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- ア 子どもの移動のために自動車を運行する場合にあっては、乗車及び降車の際に子どもの所在の確認が行われていることを要することとした。
- イ 通園を目的とした自動車を運行する場合にあっては、車内の子どもの見落としを防止する装置が備えられ、降車の際に当該装置を用いて子どもの所在の確認が行われていることを要することとした。
- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 12 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。
- ア 保育所の行う保育に支障がない場合は、保育所に特有の設備及び入所している者の保護に直接従事する職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができることとした。(第8条関係)
- イ 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。(第11条関係)
- ウ 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。エにおいて同じ。)は、児童の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する周知、研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(第12条の3関係)
- エ 児童福祉施設は、児童の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に児童の所在を確認するとともに、保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際に児童の所在の確認を行わなければならないこととした。(第12条の4関係)
- オ 児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。カにおいて同じ。)は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する周知、研修及び訓練等を実施するよう努めなければならないこととした。(第12条の5関係)
- カ 児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施するよう努めなければならないこととした。(第13条関係)
- キ 保育所等に入所等をしている児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができることとした。(第81条、第87条関係)
- ク 子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、看護師等が保育を行うに当たって保育士による支援を受けることができる体制を確保した場合は、乳児の数が4人未満である保育所についても、当分の間、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができることとした。(附則第11項関係)

- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)イについては、公布の日から施行することとした。  
(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

### 13 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。（第21条関係）  
(2) その他規定の整備を行うこととした。（第10条関係）  
(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

### 14 神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県手話言語条例における「ろう者」の用語の意義について、規定の整備を行うこととした。（第2条関係）  
(2) 手話の普及等は、手話が将来にわたって受け継ぐべき言語であることについての県民の理解の下に推進されなければならないこと並びに手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならないことを基本理念に加えることとした。（第3条関係）  
(3) 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、必要な支援を行うものとした。（第5条関係）  
(4) 県は、手話推進計画の策定等に当たっては、その立案への手話を使用する者の参画を推進するものとした。（第8条関係）  
(5) その他規定の整備を行うこととした。（第4条関係）  
(6) この条例は、公布の日から施行することとした。

### 15 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を引き下げることとした。（別表関係）  
(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

### 16 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。  
ア 保育所等に入所等をしている児童と指定児童発達支援事業所等に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができることとした。（第6条、第7条、第56条、第63条関係）  
イ 障害児の安全の確保を図るために安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者に対する周知、研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。（第41条の2関係）  
ウ 障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に障害児の所在を確認するとともに、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際に障害児の所在の確認を行わなければならないこととした。（第41条の3関係）  
エ 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。（第47条関係）  
(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)エについては、公布の日から施行することとした。  
(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

### 17 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。  
ア 障害児の安全の確保を図るために安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者に対する周知、研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。（第38条の2関係）  
イ 障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に障害児の所在を確認しなければならないこととした。（第38条の3関係）  
ウ 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。（第44条関係）  
(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)ウについては、公布の日から施行することとした。  
(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

### 18 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例における「歯及び口腔の健康づくり」の用語の意義に口腔機能を向上させることを含めることとした。（第2条関係）  
(2) 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会

的要因の早期発見に努めるものとした。(第6条関係)

(3) 県が実施する基本的施策について、次のとおり改正することとした。(第10条関係)

ア 歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこととした。

イ フッ化物応用の取組の推進その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し、必要な支援を行うよう努めることとした。

ウ 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進することとした。

(4) その他規定の整備を行うこととした。(第10条関係)

(5) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 19 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、指定管理者に行わせるものとしていた業務について、指定管理者に行わせることができる業務とすることとした。(第4条、第9条、第10条、第18条、第19条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

## 20 土採取規制条例の一部を改正する条例

(1) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、土採取規制条例の適用除外について、所要の改正を行うこととした。(第14条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第14条関係)

(3) この条例は、令和5年5月26日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 21 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 知事は県営住宅の共同施設、地区施設、昇降機、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用の全部又は一部について、特に県が徴収する必要があると認めるときは施設維持管理料を入居者から徴収することができることとするとともに、知事は天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは施設維持管理料を減免することができることとした。(第25条の2関係)

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## 22 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内において建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものについて、容積率及び建蔽率の特例の許可を新設することとした。(第52条の9、第52条の10関係)

(2) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内において再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものについて、高さの限度に係る特例の許可を新設することとした。(第52条の11関係)

(3) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内における一定の複数建築物に対する制限の特例の認定等の対象行為に、大規模の修繕及び大規模の模様替を追加することとした。(第52条の15、第52条の16関係)

(4) 建築基準法施行規則の一部改正に伴い、同令の引用規定を整備することとした。(第52条の18の2、別表関係)

(5) 建築基準法の一部改正に伴い、住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料等について新たに徴収することとするとともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(6) その他規定の整備を行うこととした。(第57条関係)

(7) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(4)については、公布の日から施行することとした。

(8) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 23 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例

(1) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、同法に規定する事務に係る手数料の徴収及び減免について所要の改正を行うこととした。(第1条、第3条、別表関係)

(2) この条例は、令和5年5月26日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 24 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 電気事業において経営の目標とする玄倉第1発電所の最大出力を、4,400キロワット(現行4,200キロワット)とすることとした。(別表関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 25 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

- (1) 禁止するつきまとい等について、次のとおり改正することとした。(第11条関係)
- ア つきまとい等を行ってはならない場所に、相手方が現に所在する場所を加えることとした。
  - イ 拒まれたにもかかわらず文書を送付することを加えることとした。
  - ウ 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）（エの行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得することとした。
  - エ 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすることとした。
- (2) この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 26 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等について新たに徴収することとした。(別表第1関係)
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 27 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 道路交通法等の一部改正により、遠隔操作型小型車の交通方法等が規定されたことに伴い、信号機に関する基準について所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- (2) その他規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 28 神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

- (1) 神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止することとした。
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

## 条 例

神奈川県子ども・子育て基金条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第4号

### 神奈川県子ども・子育て基金条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 県は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策に必要な資金を積み立てるため、神奈川県子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第3条** 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

(1) 県の資金

(2) 基金の趣旨に添う寄附金

(3) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

**第4条** 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。  
(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第6条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第7条** 基金は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第5号

### 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項、特定非営利活動法人和有会の項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢の項及び特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレク ティブ樹	横浜市金沢区富岡東 一丁目10番12号	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで
特定非営利活動法人 和有会	横浜市緑区寺山町 107番地7ハルオ中山ビル102	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで
特定非営利活動法人 WE21ジャパン都筑	横浜市都筑区茅ヶ崎 中央30番14号	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで
特定非営利活動法人 WE21ジャパン藤沢	藤沢市藤沢1,102番地	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで
特定非営利活動法人 WE21ジャパン・ほ どがや	横浜市保土ヶ谷区川 辺町2番地2パイロットハウス103	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで
特定非営利活動法人 WE21ジャパン相模原	相模原市南区若松四 丁目13番3号	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで
特定非営利活動法人 まちづくりスポット 茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平10番 2号	令和5年4月1日から 令和10年3月31まで

### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項、特定非営利活動法人和有会の項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢の項又は特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第6号

**事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表16の3の項(1)中「、ゴイサギ」及び「、バン」を削り、同表32の項を削り、同表32の2の項中「児童福祉法（）の次に「昭和22年法律第164号。」を加え、同項を同表32の項とし、同表中32の3の項を32の2の項とし、32の4の項から32の10の項までを1項ずつ繰り上げ、32の11の項を32の10の項とし、同項の次に次のように加える。

32の11 児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）及び省令の施行のための規則に基づく次の事務	藤沢市及び茅ヶ崎市
(1) 省令第7条の9第1項及び第3項、省令第7条の23第2項及び第4項並びに省令第7条の27第1項及び第3項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	
(2) (1)に掲げるもののほか省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市町村の長がした鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等（ゴイサギ及びバンに係るものに限る。以下同じ。）の許可に係る別表16の3の項の左欄に掲げる事務については、なお従前の例による。

3 施行日前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により市町村の長に対してなされた鳥獣の捕獲等の許可の申請で、この条例の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第7号

**神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例**

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務部局の区分	定数
知事	7,683人
公営企業管理者	1,001人
議会	76人
選挙管理委員会	5人
監査委員	41人

人事委員会	33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	776人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員 11,929人
	その他の職員 1,065人
	小計 12,994人
労働委員会	21人
神奈川海区漁業調整委員会	3人
合計	22,633人

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第8号

**市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例**

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学校の種別	定数
小学校	9,644人
中学校	5,540人
特別支援学校	187人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合計	15,390人

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第9号

**神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例**

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

警 察 官 以 外 の 職 員	1,702人
-----------------	--------

を

合	計	17,405人
警察官以外の職員		1,710人
合	計	17,413人

改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第10号

#### 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の項の次に次のように加える。

神奈川県中小企業資金会計	独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを行う中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業又は中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する資金の貸付けに関すること。
--------------	---

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第10条第1項の規定により設置された特別会計の令和4年度の出納の完結の際当該特別会計に係る権利及び義務並びに当該特別会計に属する現金は、神奈川県中小企業資金会計が承継する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第11号

#### 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表10の項中「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料」を「漁業許可申請手数料」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料」を「漁業許可変更許可申請手数料」に改め、同表20の項中

「特殊建築物等敷地許可申請手数料」を  
「特殊建築物等敷地許可申請手数料  
住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定に、  
申請手数料」  
「建築物の高さの特例認定申請手数料」  
「建築物の高さの特例認定申請手数料  
再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に關する建築物の高さの特例許可申請手数料」  
「特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料」  
「特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料  
高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に關係する建築物の高さの特例許可申請手数料」  
「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を  
「公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料」に、「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料」に改め、同表31の項中

「駐車監視員資格者証再交付手数料」を  
「駐車監視員資格者証再交付手数料  
特定自動運行許可申請手数料」に改める。  
特定自動運行計画変更許可申請手数料」

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の2 手数料の表10の項の改正規定は、同年12月1日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第12号

#### 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表11の項中「基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を「基づく」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料」を「漁業許可申請手数料」に、「2,900円」を「3,000円」に改め、同表12の項中「基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を「基づく」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料」を「漁業許可変更許可申請手数料」に、「2,400円」を「2,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

12の2 漁業法第119条第2項の規定に基づく規則で定める水産動植物の採捕に係る許可の申請に対する審査	水産動植物の採捕に係る許可の申請手数料	4,200円
---	---------------------	--------

別表の4 環境農政局関係の表48の項の次に次のように加える。

48の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づく許可に係る動物用生物学的製剤取扱手数料	豚熱予防液1頭1回につき 70円
---	---------------------

別表の8 県土整備局関係の表49の項(1)を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅  
1万7,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅  
1万9,000円

別表の8 県土整備局関係の表49の項(2)ア及びイを次のように改める。

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
3万3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
5万7,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物  
10万円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物  
16万円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
6万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
12万円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物  
20万円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物  
28万円

別表の8 県土整備局関係の表49の項(2)ウ中「非住宅部分 次に」を「非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に」に改め、同項(2)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「24万円」を「23万円」に改め、同項(2)ウ(イ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「30万円」を「29万円」に改め、同項(2)ウ(ロ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「38万円」を「37万円」に改め、同

項(2)ウ(ア)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「55万円」を「53万円」に改め、同項(2)ウ(イ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「67万円」を「65万円」に改め、同項(2)ウ(ロ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「79万円」を「77万円」に改め、同項(2)ウ(イ)中「を超える」を「以上的」に、「90万円」を「87万円」に改め、同項(2)ウ(ア)をエとし、イの次に次のように加える。

ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあっては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
8万7,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物  
11万円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
15万円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物  
24万円

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物  
31万円

(ロ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物  
37万円

(ハ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物  
44万円

別表の8 県土整備局関係の表49の項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅  
3万4,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅  
3万8,000円

別表の8 県土整備局関係の表50の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項(1)中「4,900円」を「4,700円」に改め、同項(2)

アを次のように改める。			
ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	9,400円	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	1万6,500円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	2万円	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	2万8,500円
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	4万5,000円	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	5万円
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物	8万1,000円	(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物	8万円
別表の8 県土整備局関係の表50の項(2)イを削り、同項(2)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「9,600円」を「9,400円」に改め、同項(2)ウ(イ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「1万7,000円」を「1万6,000円」に改め、同項(2)ウ(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(2)ウ(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(2)ウ(オ)中「を超える」を「以上の」に改め、同項(2)ウを同項(2)イとし、同表52の項(1)及び(2)を次のように改める。		イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	3万4,500円
ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅	8,500円	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	6万円
イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅	9,500円	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	10万円
(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物	14万円
ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅	1万7,000円	別表の8 県土整備局関係の表52の項(3)エ中「共同住宅等の住戸の部分、共用部分」を「住宅部分」に、「49の項(2)」を「49の項(3)」に、「同項(2)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」を「同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「受けた非住宅部分」の次に「(ウ)に該当するものを除く。」を加え、同項(3)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「12万円」を「11万5,000円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「15万円」を「14万5,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「19万円」を「18万5,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「27万5,000円」を「26万5,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「33万5,000円」を「32万5,000円」に改め、同項(3)ウ(ア)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「39万5,000円」を「38万5,000円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「を超える」を「以上の」に、「45万円」を「43万5,000円」に改め、同項(3)ウをエとし、イの次に次のように加える。	
ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の審査を要しない場合にあっては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）を削り、同項(3)ア及びイを次のように改める。		ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（外皮基準不適用の場合にあっては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	4万3,500円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物	

	5万5,000円	項(4)とし、同項(2)ウ中「イに」を「ウに」に改め、同項(2)ウを同項(2)エとし、同項(2)イ中「非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する」を「外皮基準不適用の」に改め、同項(2)イを同項(2)ウとし、同項(2)ア中「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。）」を「（アに該当するものを除く。）」に改め、同項(2)アを同項(2)イとし、その前に次のように加える。
(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	7万5,000円	ア 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	12万円	(イ) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物	15万5,000円	3万3,000円
(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物	18万5,000円	(ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物	22万円	5万7,000円
別表の8 県土整備局関係の表53の項(1)中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項(2)を削り、同項(3)中「（同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。）」及び「（共用部分の審査を要しない場合にあっては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）」を削り、同項(3)アを次のように改める。		(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		10万円
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	4,700円	(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	1万円	16万円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	2万2,500円	別表の8 県土整備局関係の表56の項(2)を同項(3)とし、同項(1)中「の場合」を「（(1)に該当するものを除く。）の場合」に改め、同項(1)を同項(2)とし、その前に次のように加える。
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物	4万500円	(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
別表の8 県土整備局関係の表53の項(3)イを削り、同項(3)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「4,800円」を「4,700円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「8,500円」を「8,000円」に改め、同項(3)ウ(ロ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(3)ウ(ア)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(3)ウ(イ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(3)ウ(ロ)中「を超える」を「以上の」に改め、同項(3)ウを同項(3)イとし、同項(3)エ中「共同住宅等の住戸の部分、共用部分」を「住宅部分」に、「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」を「床面積」とあるのは、「追加する床面積」に改め、同項(3)エを同項(3)ウとし、同項(3)を同項(2)とし、同表54の項(1)中「（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）」及び「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）」を削り、同表56の項(3)中「(1)又は(2)」を「(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)を同	ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅	
		1万7,000円
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅
		1万9,000円
別表の8 県土整備局関係の表57の項(3)イ中「前項(1)又は(2)」を「前項(1)、(2)又は(3)」に改め、同表59の項(3)ア及びイ中「(1)又は(2)」を「(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)エ中「56の項(1)又は(2)」を「56の項(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)エ中「56の項(2)」を「56の項(3)」に、「同項(2)」を「同項(3)」に改め、同項(2)エを同項(2)オとし、同項(2)ウ中「イに」を「ウに」に改め、同項(2)ウを同項(2)エとし、同項(2)イ中「非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する」を「外皮基準不適用の」に改め、同項(2)イを同項(2)ウとし、同項(2)ア中「受けた住宅部分」の次に「（アに該当するものを除く。）」を加え、同項(2)アを同項(2)イとし、その前に次のように加える。		

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

1万6,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

2万8,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

5万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

8万円

別表の8 県土整備局関係の表59の項(2)を同項(3)とし、同項(1)中「の場合」を「((1)に該当するものを除く。)の場合」に改め、同項(1)を同項(2)とし、その前に次の1号を加える。

(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

8,500円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

9,500円

別表の8 県土整備局関係の表60の項(3)イ中「前項(1)又は(2)」を「前項(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)エ中「56の項(1)又は(2)」を「56の項(1)、(2)又は(3)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政局関係の表11の項及び12の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、50の項、52の項、53の項、56の項、57の項、59の項及び60の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の4 環境農政局関係の表11の項及び12の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の4 環境農政局関係の表12の2の項の規定は、令和5年12月1日以後に申請書を受理したものから適用する。

神奈川県観光振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第13号

#### 神奈川県観光振興条例の一部を改正する条例

神奈川県観光振興条例（平成21年神奈川県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「安全」の次に「に安心して」を加える。

第10条第3項中「安全」の次に「及び安心」を加える。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第14号

#### 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条第10号ケを同号サとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合にあっては、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認が行われていること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合にあっては、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置が備えられ、子どもの降車の際に、当該装置を用いて子どもの所在の確認が行われていること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第2条第10号コの規定の適用については、通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号コに規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等が備えられ、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて子どもの所在の確認が行われていることを要しない。この場合においては、ブザー等の設置及び使用に代わる措置が講じられ子どもの所在の確認が行われていることを要件とする。

<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和5年3月20日</p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>神奈川県条例第15号</p> <p><b>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 前項の規定は、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第11条を次のように改める。</p> <p><b>第11条 削除</b></p> <p>第12条第1項中「第12条の3」を「第12条の6」に改め、「除く。」の次に「第12条の5及び」を加える。</p> <p>第12条の3の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条を第12条の6とし、第12条の2の次に次の見出し及び3条を加える。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p><b>第12条の3 児童福祉施設</b>（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><b>第12条の4 児童福祉施設</b>は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一</p>	<p>つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><b>第12条の5 児童福祉施設</b>は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改める。</p> <p>第14条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。</p> <p>第81条に次の1項を加える。</p> <p>13 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第87条第3項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第87条第3項において同じ。）に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第87条に次の1項を加える。</p> <p>3 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>附則第11項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
---	--

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(安全計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条の3（保育所に係るもの）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>3 改正後の第12条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第2項中「改正後の第12条の3」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の6」に改める。</p> <hr/> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和5年3月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 神奈川県条例第16号</p> <p><b>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条第3項中「同条第7項第2号から第8号まで」を「同条第7項各号」に改める。</p> <p>第21条を次のように改める。</p> <p><b>第21条 削除</b></p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <hr/>	<p>神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 神奈川県条例第17号</p> <p><b>神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例</b></p> <p>神奈川県手話言語条例（平成26年神奈川県条例第89号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「手話」の次に「（手話をしている者が相手の見え方に配慮し接近するなどして手話をする方法、手話をしている者の手に相手が触れてその形を読み取ることにより話を伝える方法等を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「振興」の次に「、ろう者に関する理解の促進」を加える。</p> <p>第3条中「として」の次に「将来にわたって受け継ぐべき」を加え、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 手話の普及等は、手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>第4条中「者」の次に「（ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者をいう。以下同じ。）」を加える。</p> <p>第5条に次の1項を加える。</p> <p>2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>第8条第2項中「当たっては」の次に「、その立案への手話を使用する者の参画を推進するとともに」を加える。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 神奈川県条例第18号</p> <p><b>介護保険法施行条例の一部を改正する条例</b></p> <p>介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表1の項中「1,800円」を「1,400円」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 神奈川県条例第19号</p> <p><b>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように</p>
---	--

改正する。

第6条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

9 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

**第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

**第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。**

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の障害児の見落としの

おそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第52条第2項中「（平成18年法律第77号）」を削る。

第56条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第71条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条、第59条及び第71条の改正規定は、公布の日から施行する。  
(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 新条例第41条の3第2項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者等において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支

援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第20号

**指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

**第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下の条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

**第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。**

第44条を次のように改める。

**第44条 削除**

第58条中「第45条まで」を「第43条まで、第45条」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条及び第58条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31までの間、この条例による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第38条の2（第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」とする。

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第21号

**神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例**

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成23年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「維持する」を「維持向上させる」に改める。

第6条中「者」の次に「（以下「歯科医師等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。

第10条第3号中「推進する」を「推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行う」に改め、同条第5号中「フッ化物応用」の次に「（フッ化物洗口その他のフッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵抗性を高めることをいう。）の取組の推進」を加え、「情報の提供等を行う」を「、必要な支援を行うよう努める」に改め、同条第7号中「高齢者」を「者」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

（11）災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第22号

**港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例**

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「並びに第2号イ及びウ」を「、第2号イ及びウ並びに第4号」に改める。

第18条中「（以下「指定管理業務」という。）」を削り、同条の中真鶴港の項を削り、同条に次の5項を加える。

2 真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、指定管理者に行わせることができる。この場合において、第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「、第2号イ及びウ並びに第4号」とあるのは、「並びに第2号イ及びウ」とする。

（1）港湾の施設の維持管理に関する業務

- (2) 第4条、第9条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）、  
第10条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）及び第27条  
に関する業務
- (3) 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務
- (4) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務
- (5) 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、  
船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する  
者の利用調整等に関する業務
- (6) その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務
- 3 前項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事がした処分、手續その他の行為とみなす。
- 6 第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 第19条第2項第4号中「指定管理業務」の次に「(前条第1項又は第2項の規定により指定管理者に行わせることとした業務をいう。以下同じ。)」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

土採取規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第23号

**土採取規制条例の一部を改正する条例**

土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「第29条第4号」を「第34条の2第1項」に、「同条」を「同法第29条第1項及び第2項」に改め、同条第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する

法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法に、「同項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第14条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及びこの条例の施行の際現に同項の許可を受けている者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取に対する土採取規制条例の適用については、改正後の第14条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第24号

**神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例**

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（施設維持管理料）

- 第25条の2** 知事は、前条第5号に掲げる費用の全部又は一部について、特に県が徴収する必要があると認めるときは、当該費用及び徴収に係る経費を勘案して規則で定めるところにより算定した額の施設維持管理料を入居者から徴収することができる。
- 2 知事は、天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、施設維持管理料を減免することができる。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第25号

**神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例**

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第52条の9第3項に次の1号を加える。

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるもの

第52条の10第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができます。

第52条の11第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの高さは、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができます。

第52条の15第1項中「建築されるもののうち」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（次項並びに別表31の項及び31の3の項において「建築等」という。）をするものについて」に、「認めるもの」を「認めるときは、当該各建築物」に改め、同条第2項中「建築物が建築される」を「おいて建築物の建築等をする」に、「当該区域内に存することとなる」を「ときは、当該区域内における」に改め、同条第3項中「申請しようとする」を「申請する」に改める。

第52条の16の見出し中「同一敷地内建築物以外の」を削り、同条第1項中「建築しよう」を「新築し、又は同一敷地内建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項及び別表32の項から32の3の項までにおいて「増築等」という。）をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改める。

第52条の18の2中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

第57条中「第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項」を「第52条の10第4項及び第5項第2号、第52条の11第2項及び第3項各号」に改める。

別表11の項の次に次のように加える。

11の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定の申請に対する審査	住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料	2万7,000円
---	--------------------------------	----------

別表15の項の次に次のように加える。

15の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	---	------

別表16の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表18の2の項の次に次のように加える。

18の3 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	---	------

別表31の項中「既存建築物を除く。」を「建築等をするものに限る。以下」に改め、同表31の3の項中「既存建築物を除く。」を「建築等をするものに限る。以下」に改め、同表32の項中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「公告認定対象区域内における建築物に関する」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物を除く。」を「一敷地内認定建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下」に改め、同表32の2の項中「基づく同一敷地内認定建築物以外の」を「基づく公告認定対象区域内における」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物を除く。」を「一敷地内認定建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下」に改め、同表32の3の項中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告許可対象区域内における建築物に関する」に、「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料」に、「同一敷地内許可建築物を除く。」を「一敷地内許可建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下」に改め、同表41の項中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第52条の18の2及び別表41の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第26号

#### 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の」を加える。

第3条第1項中「6月以内に」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の」を加え、「法」を「旧法」に改め、「又は」の次に「一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」を加え、同条第2項中「の法」を「の一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に、「及び法」を「並びに一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改める。

別表1の項中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改め、同表2の項中「法」を「一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

#### 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表電気事業の項1(1)中「4,200キロワット」を「4,400キロワット」に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

#### 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「つきまとい等」の次に「、同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「その他その」の次に「現に所在する場所若しくは」を加え、同条第5号中「、電話をかけ」の次に「、文書を送付し」を加え、同条に次の2号を加える。

(9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信裝

置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

(10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

#### 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の8の項の次に次のように加える。

2の9 法第75条の12 第1項の規定による 特定自動運行の許可 を受けようとする者	特定自動運行 許可申請手数料		79,200円
2の10 法第75条の16 第1項の規定による 特定自動運行計画の 変更の許可を受けよう とする者	特定自動運行 計画変更許可 申請手数料		78,500円

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第28号）の一部を

次のように改正する。

第2条第2号中「又は自転車」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）並びに自転車」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第31号

#### 神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成15年神奈川県条例第6号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 規 則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第26号

#### 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表中20の8の項を削り、同表20の9の項中「32の6の項」を「32の5の項」に改め、同項を同表20の8の項とし、同表20の10の項中「32の7の項」を「32の6の項」に改め、同項を同表20の9の項とし、同項の次に次のように加える。

20の10 特例 に掲げる事務	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年神奈川県規則第111号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務
	(1) 規則の規定により、知事に提出する書類（規則第4条から第6条まで及び規則第10条から第13条までに規定するものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 公安委員会規則

神奈川県迷惑行為防止条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月20日

神奈川県公安委員会

委員長 外郎 藤右衛門

神奈川県公安委員会規則第1号

#### 神奈川県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置情報記録・送信装置の範囲)

**第2条** 条例第11条第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

(位置情報の取得方法)

**第3条** 条例第11条第9号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

(2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

(3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

**第4条** 条例第11条第10号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

(2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

(3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれの所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

#### 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。